

## 効果検証の実施方法について

本効果検証は、現状のインターネットオークションにどの程度の侵害品・侵害行為が存在しているのかを数値的に計測することにより、インターネットオークションに於いて執られている侵害防止対策がどの程度持続的に効果的であるかを検証するために実施する。

### 記

<b>実施日</b>	平成 22 年 1 月 4 日から 1 月 22 日までの間で任意の 1 日 時間帯・曜日等は問わない
<b>対象オークション</b>	ビッダーズオークション ヤフーオークション 楽天オークション モバオク  但し、その他加盟事業者及び非加盟事業者が運営するオークションについても実態調査を任意で行うことを妨げない
<b>検証対象物品等</b>	実施する団体・企業の任意で選択のこと、但し、検査対象の全部のオークションで同じ検証対象物品等とすると同時に、今後も同様の検証を行う必要性があることから汎用的且つ長期的に定点検証可能となる対象を選択する。 また、当該物品の市場における人気の度合いを踏まえ、物品を選択する。
<b>方式</b>	侵害品・侵害行為に関わる出品数を、検証母数で割ることによって算出する。 例：100点出品されていた中で10点が侵害品である場合は、10%の侵害率
<b>判断基準</b>	画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、オークション事業者に出品停止要請可能なものを侵害品・侵害行為に関わる出品としてカウントする。

一つの検証対象物品が著作権・商標権のいずれをも侵害する場合は、いずれか一方の権利侵害と捉えることとしてカウントするものとする。

検証対象物品が著作権・商標権のいずれを侵害するか別添エクセルシートに記載することとする。

備考：不正競争防止法に抵触する可能性のある出品は、同法の性格上断定的に判断できないためカウントしない。

但し、ガイドライン等に照らしオークション事業者に出品停止要請ができないが、侵害品である蓋然性が高いと思われる出品を上記のデータとは別にカウントする。

#### 記録方法

検証の記録は任意とする。但し、検証結果が実際に行われた作業に基づくものであることを第三者に条理的に証せられると思量される記録を残すものとする。

備考：検証を実施したという証明物は実施者の手元に残すようにする。

#### 報告方法

別添のエクセルシートに記入し、分科会主査へ提出のこと

以 上